

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

瀬戸内町長 鎌田 愛人

市町村名 (市町村コード)	瀬戸内町 (46525)
地域名 (地域内農業集落名)	実久地区 (俵、瀬相、薩川、木慈、須子茂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年11月 14日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は加計呂麻島の西半分に位置する集落で構成されており、施設パッションフルーツ、マンゴー、たんかん等の果樹栽培や、農協共販のカボチャ、直売所向けの地場野菜、畜産経営を中心に農業が行われている。また、さとうきびについては、小規模面積ではあるものの、収穫物の全量が小型製糖工場へ搬入されており、付加価値の高い黒糖やきび酢の生産販売によって、雇用の確保など地域経済の維持に大きく寄与している。しかし高齢化や担い手不足等により農家数は年々減少していることから、農地の維持や継承が困難な状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

パッションフルーツやマンゴー栽培は、生産量が不安定ながらも貴重な換金作物として位置している。近年、新規就農者を中心に比較的栽培が容易なピタヤの作付面積が増加しており、生産量の拡大が期待されている。基幹作物であるさとうきびについては、農家の高齢化や担い手不足が著しく、栽培面積の減少に歯止めがかからない状況にある。この課題解決として、収穫作業や管理作業の省力化・機械化を図り、生産性の向上や新規参入者の確保に取組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	28.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向を踏まえ、農地中間管理機構による集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当地域の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
当地域の全集落で小規模基盤整備(暗渠排水、漏水、用排水路の改善、区画形状の改善、雑木繁茂の解消等)が必要
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者・多様な担い手の確保・育成を図るため、関係機関により構成する「瀬戸内町担い手・新規就農者育成支援チーム」の連携を密にし支援体制の強化に努める。 ・農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地域内の新規就農者・後継者・U・Iターン者などの担い手等の情報共有を図る。 ・農業用機械や施設等の導入、更新の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用なども積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地域には農業支援サービス事業者が不在。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①当地区は中山間地域であることから、イノシシやカラスなどの鳥獣による農作物被害が深刻である。特にイノシシについては、侵入防止柵の整備を図るとともに、農業者による狩猟免許の取得促進や箱ワナ等による捕獲活動、地域住民による鳥獣を寄せ付けない取組みの実践を図る。

②環境負荷の低減を図るため、地域資源(有機質肥料やバカス等)の積極的活用の推進を図る。

⑤当地域は一定面積のマングローブ作付けがあることから、栽培技術の向上等により生産量・販売額を向上させることが可能である。